

平成30年度三木町農業委員会
5月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

平成30年度三木町農業委員会
5月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 平成30年5月21日
(会議時間) 13:30～14:50
(開催場所) 三木町農村環境改善センター農事研修室
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数17名

1番	渡辺 正春	11番	井戸 俊博
2番	佐竹 一夫	12番	藤澤 勇一
3番	藤本 義伸	13番	中川 詰郎
4番	香西 俊之	14番	谷井 正隆
5番		15番	鎌倉 博之
6番	溝渕 廣明	16番	小松 洋子
7番	松田 隆雄	17番	鎌倉 守
8番	香川 県	18番	高尾 壽一(会長職務代理)
9番	入倉 修一 (欠席)	19番	脇 博文(会長)
10番	多田 孝夫		

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 脇和彦課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 松本裕司係長
5. 稲田貴之主任主事
6. 大西浩之係長
7. 亀井正則主査

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について

報告第1号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) 青年等就農計画認定申請について

(4) 農業経営改善計画認定申請について

事務局

それでは、5月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等18件と農用地利用集積計画及び農地中間管理機構の農用地利用配分計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会議審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は19名中17名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。欠席は、入倉委員です。定例会議事録署名委員につきましては、藤本委員と香西委員をお願いいたします。それでは協会長よろしく申し上げます。

会長

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が6件と報告案件が1件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告と青年等就農計画認定申請と業経営改善計画認定申請についてです。皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：下高岡字塚脇 1筆 407㎡

地目：田1筆

譲渡理由：農業廃止

譲受理由：経営規模の拡大

権利：所有権移転売買

番号2 申請地：井上字小原 7筆 4,304㎡

地目：田7筆

譲渡理由：子への贈与

譲受理由：親より受贈

権利：所有権移転贈与

番号3 申請地：井上字馬場 1筆 327㎡

地目：田1筆

譲渡理由：耕作不便

譲受理由：経営規模の拡大

権利：所有権移転売買

番号4 申請地：鹿庭岡字出作 3筆 456㎡

地目：田2筆、畑1筆

譲渡理由：農業廃止

譲受理由：経営規模の拡大

権利：所有権移転売買

番号5 申請地：上高岡字杉ノ木 2筆 374㎡
地目：畑2筆
譲渡理由：農業廃止
譲受理由：経営規模の拡大
権利：所有権移転売買

番号6 申請地：上高岡字杉ノ木 1筆 87㎡
地目：畑1筆
譲渡理由：農業廃止
譲受理由：経営規模の拡大
権利：所有権移転売買

番号1について説明します。

番号1については、譲受人の経営規模拡大になります。下限面積等も問題ありません。

番号2について説明します。

番号2については、親から子への贈与になります。下限面積等も問題ありません。

番号3について説明します。

番号3については、譲受人の経営規模拡大になります。下限面積等も問題ありません。

番号4について説明します。

番号4については、譲受人の経営規模拡大になります。下限面積等も問題ありません。

番号5について説明します。

番号5については、譲受人の経営規模拡大になります。下限面積等も問題ありません。

番号6について説明します。

番号6については、譲受人の経営規模拡大になります。下限面積等も問題ありません。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの説明をお願いします。

2番委員

番号1について、農業廃止ということで特に問題はありません。

18番委員

番号2について、親子間で、高齢により耕作できないということで子に渡すということです。

番号3について、番号2の農地の間に挟まれるように譲渡人の田があり、耕作不便のため一緒に譲受人に移転するという事です。

会長

番号4について、譲受人の経営規模拡大ということで売買が行われるということです。

8番委員

番号5と番号6について、譲渡人は共有名義になっていますが、皆さん県外に在住で管理ができないため、それぞれ隣接農地の方に買ってもらうということで、特に問題はありません。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案第3号、農地法第5条による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について

番号1 申請地：平木字下所 1筆 297㎡
地目：田1筆
現況：宅地1筆
目的：宅地拡張
併用地：宅地 409㎡
造成時期：昭和40年頃から

番号2 申請地：鹿庭字出水 5筆 2,922㎡
地目：田5筆
現況：田5筆
目的：太陽光発電設備
併用地：宅地等 315.07㎡

番号3 申請地：鹿庭字出水 2筆 988㎡
地目：田2筆
現況：田2筆
目的：進入路

併用地：一時転用 988㎡のうち136.18㎡
平成31年6月30日まで
番号2と併用

番号1について説明します。

番号1は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他所有農地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

当該申請につきましては、一時転用の申請で、番号2の申請と併用しており、進入路として使用する部分が一部他のため、その部分を一時転用する申請です。期間は、番号2の太陽光パネル設置の工事が終わる平成31年6月30日を予定しています。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：池戸字四角寺 1筆 1,228㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：資材置場
権利の種類：使用貸借権設定

番号2 申請地：池戸字岩鼻 2筆 3,476㎡
地目：田2筆
現況：田2筆
目的：資材置場
権利の種類：所有権移転売買

番号3 申請地：氷上字長楽寺 2筆 915㎡
地目：田2筆
現況：田2筆
目的：資材置場
権利の種類：所有権移転売買

番号4 申請地：井戸字熊田 1筆 297㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：駐車場

権利の種類：所有権移転売買

併用地：雑種地 520㎡

番号5 申請地：井戸字山田 1筆 622㎡

地目：田1筆

現況：雑種地1筆

目的：駐車場

権利の種類：賃貸権設定

併用地：宅地等 985.07㎡

造成時期：平成30年3月から

番号1について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号4について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号5について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されておりました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告願います。

8番委員

それでは、現地調査の報告を行います。5月分の農地法関連の申請について去る、平成30年5月16日(水)の午前9時から4条申請3件、5条申請5件につきまして、協会長、高尾職務代理者、藤本委員、香川委員(当番委員)、事務局2名の合計6名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適

化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請番号1、5条申請番号5です。こちらにつきましては、既に造成が行われておりましたが、始末書が添付されておりました。その他の点につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。地元委員からの説明をお願いします。

事務局

4条申請番号1につきまして、担当委員欠席のため事務局から説明します。申請者ですが、併用地の部分にある家に現在住んでおり、家への進入路用地として、申請地を一部無断転用し、造成し使用しています。また、このたび、併用地部分の内側に、申請者の子どもの家を建てる計画となり、その際も道路から進入するにあたり、農地を通るためにその部分をあわせての転用の申請となっています。なお、申請地の中央にある部分は農地として残しておき、家庭菜園で利用する計画となっています。すでに、造成し、進入路用地として使用されていることもあり、特段問題はないと思われます。

会長

4条申請番号2と番号3につきまして、ここは、日当たりもよく朝から夕方まで日が当たりますので、ここに太陽光パネルを設置する形にしたそうです。その太陽光パネルを設置するにあたりまして、番号3になりますが、その農地を一時的に通路として使用したいという形で一時転用の申請が提出されています。この番号2と番号3は同じ作業をすることについて、用途が違うため2つの書類を提出しています。

18番委員

5条申請番号1について、個人名義の所有地を経営している会社に貸し付けるということです。

5条申請番号2について、ちょうど香川大学医学部の東側で、テニスコートと香川大学の宿舎の間になります。東に行くと団地もあります。業種的に産廃の絡みがあるので、検討をしています。更に、土木建設課の事前開発協議についても今協議中という内容です。

13番委員

5条申請番号3について、特に問題はありません。

1番委員

5条申請番号4について、隣接している企業の駐車場が手狭なだったので、隣の農地を買収することです。特に問題はありません。

11番委員

5条申請番号5について、特に問題はありません。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。

1 2 番委員

4条申請の番号2と番号3ですが、添付されている地図で進入路ですが、番号3の地図を見ますと申請地が赤色で途中から併用地として示されていますが、この道の使い方はどうなっていくのですか。

事務局

4条申請番号2の地図で赤色で示しているところに太陽光パネルを設置します。その工事の際パネルの搬入、造成等の工事の際に、車の通行等をするにあたり、田んぼを通らざるを得ないということで、その田んぼ部分を4条申請番号3ですが、一時転用しまして、通行するために、許可を得る必要がありますので、申請されているものです。4条申請番号3の下側の細い道の併用地部分ですが、ここに関しましては、既に田んぼではなく、家の一部であったり、公衆用道路であったりしますので、農地転用の許可は必要なく併用地扱いとなっています。

1 2 番委員

5条申請の番号2ですが、かなりの面積がありますが、ここで、いわゆる資材置場というようなことを書いていますが、若干聞きますと、産業廃棄物的なものを一時的に置いて、いわゆるプラスチックとか木材のガラであるとかいった、産業廃棄物の一部をここに仮置きして、より分けをして別の場所に持っていくのでしょうか、産業廃棄物ということになりますので、面積も大きいということで、農業委員会として、転用についての関係はどうなるのですか。

事務局

農地法の観点から、農地法の審査基準は、周辺農地への影響に関しましての判断となります。その農地法以外、他法令との関係としまして、まず、1点が三木町土地開発条例、土木建設課への申請が必要となってくるのと、香川県東讃保健福祉事務所に届出が必要になってくると思われれます。産業廃棄物の中間処理、一時置きといったような使い方ですので、東讃保健福祉事務所に届出するように、業者にも指導はしているところです。

1 2 番委員

特別な施設ということだと思いますが、農業委員会、農地法上の取組みとまた、他法令の土地開発条例であるとか、産廃関係のことのそのあたりの兼ね合いというのは、今後農業委員会、農地法との関係は、今後どのように進められるのですか。

事務局

進め方としては、農業委員会では、農地法に則った基準で審査していただくのと、同時に許可が出るまでには、他の法令関係もすべて許可が出る見込みがないと、農地法の許可も出ないことになっています。

1 2 番委員

従来は、2, 0 0 0 m²を超えた場合には、隣接の同意がいりますね。基本的には、この場合については、農道が横を通っていますが、園あたりの取組みはどうなっていますか。

事務局

2, 0 0 0 m²を超える場合は、書面で隣接農地の耕作者についていただいておりますが、規模にかかわらず、隣接農地の所有者とは事前に話をして調整をするように指導をしていますし、書面上でも調整をしているかどうかを示すような記載項目もありますので、そちらでも周辺との調整は図るようには確認はとっています。

1 2 番委員

心配するのは、農地法と開発の関係との兼ね合いで、農業委員会として今日、可決、承認するような内容か、それとも、他法令がかかわってくるから、農地法の関係については、どういう取り扱いをするか、ちょっと疑問に思います。

1 8 番委員

池戸の北部で、私の担当地区ですが、今、事務局がおっしゃったような隣接の関係は書類を持ってきた時に聞くと周り全部町道と農道で、しかも4 m以上なので、隣接者は特にいないというように言っていますが、業種が業種だけに、水利組合や土地改良区の同意はありますが、その、解体したものをそこでどんどん仕分けして、ユンボでどんどんやるということになると、特に医大のあの部分は、三木町として特に考えはないだろうけど、いま地図にあったように、医大の方もそうだし、宿舍もそうだし、横に大きな団地が控えているし、非常にどうしていくか、農業委員会だけじゃなしに、三木町全体として考えていく必要があるのではないかというふうに私は考えているところで、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

1 2 番委員

地元委員から説明がありましたが、いわゆる法的には隣接同意がどうかという疑問点があります。それから、内容が内容だから、地域の人たちにこういうものができますよというような、あくまで業者から、隣接の方にこういうものをしますと説明があるのではという気はしています。単なる農地法という判断は、そこまでの関連性がきついと思います。三木町開発条例で、またしようと思えますけど、そのあたり農業委員会の農地法との承認と開発条例のそのあたり、防除計画にも多分迷惑をかけないという文言が入っていると思いますが、そのあたりの取組みですね、業者の。そのあたりはどうなんですか、会長、この分については。

会長

農地法5条におきましては、番号1から番号5までありまして、番号2以外は問題はないと思います。この番号2におきましても、書類面におきましては、水利組合や土地改良区関係の書類は揃っておりますので、書面のみとすればいいのだと思いますが、ただ、ここに他法令の条例とかさういった分について、皆さんと一緒に地元同意をしたとか、相談をしたとかということがはっきりし

ないところがあります。こういった形で、もし、ゴミとか大きい音とかしてご迷惑をかけたらいけないから極力皆さんとお話をして、各団地の人と地域の人と話をして、そして、もう少し検討して、すべてのことを言うてからするのがベターじゃないかと私は思います。

他に何かご意見はありませんか。

7 番委員

産業廃棄物ですが、どんなものですか。雨が降って染み出たら、排水に有害物質が含まれるとかそういうようなことはないのですか。

12 番委員

内容について説明してあげてください。

事務局

実際置くものとしまして、土砂類、陶器類、コンクリート類、木材類となっていて、主に解体をされている業者ですので、解体したものをこちらに運んで、一時置場として利用する計画になっています。

1 番委員

家の解体ですか。

事務局

家の解体のような業者になっています。

1 番委員

今の法律で周り 4 m あいていれば許可出ますか。

事務局

農地法上で 4 m というのが、周辺農地まで 4 m あいていたらまず、農地法上は影響がないだろうと。

1 番委員

中間処理はしますか、しませんか。焼却も含めた中間処理。

事務局

焼却はしません。運んできたものを仕分けするだけです。

1 番委員

音と水の問題。もし、火を使うのであれば、これ絶対無理です。個人的には反対しておきます。

18 番委員

水を使ってという話はなかったです。

事務局

汚水の発生ありません。雨水だけの発生です。

会長

この分に関しましては音と埃です。

他に何かご意見はありませんか。

3番委員

一応中間処理ということになっていますが、これ、資材置場であれば、中間処理になっていたら若干この事業者産廃の免許が必要になるんです、中間処理でも。その免許証は添付されているんですか。

事務局

書面では、添付されていないので、追加で提出してもらうように頼んでいるところです。今、手元にはないです。

3番委員

県の方には申請出ているんですか、産廃の

事務局

それは法人登録をした際に出していると聞いています。

3番委員

多分、仮置場だけでなしにその場外でやはり、砕石、仕分けその他で音、塵埃が出ると思います。そのあたりの付近の住民との調整が大事ではないかと思えます。

会長

他に何かご意見はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、番号2は別にしまして、番号1、3、4、5におきまして認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で番号2以外は承認されました。番号2につきましては、書類的には整っていますが、爆音とかそういった問題が迷惑をかけるということがありますので、もう少し深く調べ、ご理解いただくよう進めていけばと思います。地元委員さん、水利や自治会長にこういったことがありますということをお話をし、ご理解をいただいて次の定例会までをお願いしたいと思います。それまでは、いったん保留にさせていただこうと思います。それに賛成される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。5条申請番号2については、保留をさせていただきます。続きまして、議案第4号、非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号、非農地証明願について

番号1 申請地：井上 4,790㎡
地目：田
目的：山林

番号2 申請地：井戸 451㎡
地目：畑
目的：山林

番号3 申請地：井戸 107㎡
地目：田
目的：農業用施設

番号4 申請地：朝倉 2,412㎡
地目：畑

目 的：山林

番号1について説明します。

番号1については、現所有者の前の世代から、耕作の便が悪く長年手付かずでした。昭和61年に贈与を受けて以後も耕作することなく現在に至っています。その間、雑木等が生い茂り山林化してしまったため、また、現場の農地への復旧等も困難であることから、非農地申請がされたものです。

番号2について説明します。

番号2については、こちらの農地につきましては、周囲を山林に囲まれており、また、急傾斜地であったこともあり、耕作困難で、周囲の山林に取り込まれる形で山林化していったため、また、農地への復元も見込めないため、非農地の申請がされたものです。

番号3について説明します。

番号3については、申請地周辺の農地は申請人が耕作しており、これらの農地について使用している農機具等の置き場所として、現在使用しています。面積につきましても、転用許可不要案件である200㎡未満であり、また、既に農地として活用されていませんが、排水等の問題もありませんので、非農地の申請は致し方ないものと思われま

番号4について説明します。

番号4については、申請地は、南側、東側が山林であり、長年耕作が行われておらず、周囲の山林に取り込まれるように山林化していったもので、農地への復元は困難であり、非農地の要件を満たすものと思われま

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問がありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第4号、非農地証明願について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が16件、再設定が3件で合計19件になります。総設定面積は46,754㎡となっています。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について報告します。

(農地利用配分計画について朗読)

今月は13件で、総設定面積35,839㎡となっています。どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。以上になります。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第5号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、使用貸借返還通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、使用貸借返還通知について

番号1 申請地：氷上 915㎡

地 目：田2筆

解約日：平成30年4月30日

返 還 理 由：転用のため

番号1について、5条申請番号3で転用申請が出されている案件になります。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、続きまして、青年等就農計画認定申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

これまで、香川県が行っていた認定就農者制度については、平成26年9月の農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、三木町が認定することになり、これに合わせて平成26年10月8日に三木町認定新規就農者認定要領の制定を行っております、なお、今回につきましては、4月20日、4月26日に合計2件の青年等就農計画の変更認定申請がありましたので、同要領第5条第1項に基づく認定審査を今回の定例会におきまして、お願いするものです。また、同要領第5条第4項に基づく、香川県東讃農業改良普及センター、香川県農業協同組合については、既にご意見をいただいております。どうぞよろしく申し上げます。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、青年等就農計画認定申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします

す。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、農業経営改善計画認定申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

農業経営改善計画認定申請について説明します。三木町農業経営基盤強化促進基本構想に基づいて、三木町では他産業並みの生涯所得に相当する年間農業所得、主たる従事者1人あたり370万円程度、年間の労働時間を2,000時間程度を目標にしています。平成30年4月18日に認定変更申請1経営体の方と農業経営改善計画作成相談会を実施しました。当日、認定申請者ご自身の意思による5年後、平成35年の目標である経営改善計画を基に、香川県東讃農業改良普及センター担当職員からの助言、指導を交え、三木町農業経営基盤強化促進基本構想との整合性を図りながら、農業経営改善計画を作成したものです。これにより、本町全体の認定農業者数は81経営体となる見込みです。三木町農業改善計画認定要領第5条の第2項に基づき、農業委員会のご意見を伺三木町農業改善計画認定要領第5条の第2項に基づき、農業委員会のご意見を伺いたいと思います。どなたも農業経営に意欲的な方でありました。どうぞよろしくをお願いします。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、農業経営改善計画認定申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。
他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了といたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

平成30年5月 日

会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____